

## 名寄市立大学動物実験委員会規程

平成 18 年 5 月 10 日

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、名寄市立大学動物実験指針（以下「指針」という。）第 4 項第 2 号に基づき名寄市立大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第 2 条 委員会は、実験責任者に対する指導、助言等を必要に応じて行うとともに、実験責任者から指針に基づき提出された動物実験計画について、指導、助言等を行う。

2 委員会は、指針その他動物実験に関する規則等の制定及び改廃について審議する。

3 委員会は、指針の適正な運用を図るために必要な事項を調査審議する。

### (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 動物実験に関係する教員 1 名

(2) 前 1 号以外の自然科学系教員 1 名

(3) 人文・社会科学系の教員 1 名

(4) 学部長 1 名

(5) 栄養学科長 1 名

2 委員は、学長が委嘱する。

3 第 1 項 1～3 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、事務局総務課が処理する。

### (補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。